

# フリガナ 戸籍に氏名の「振り仮名」が記載されます



■問合せ 市民課 ☎23-2116

これまで戸籍に記載されていなかった氏名の振り仮名が、新たに記載されることになりました。

5月26日時点の情報をもとに、高萩市に本籍のある戸籍の筆頭者宛てに、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を8月上旬から中旬ごろに発送します。

住所が市内にあっても、本籍が他市区町村にある場合は、本籍地の市区町村から通知が届きます。



通知書が届いたら、氏名の振り仮名を必ず確認し、誤りがある場合は令和8年5月25日までに、届出を行ってください。

【届出の流れ】

通知書を確認

フリガナに  
修正なし

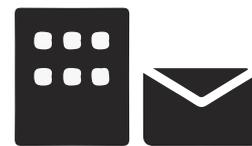
フリガナを  
修正したい

届出は不要です

マイナポータル  
から届出  
※マイナンバーカードが  
必要です



市窓口・郵送で  
届出



特に  
「ヤ・ユ・ヨ・ツ」等  
の小文字が大文字に  
なっている場合が  
あります。



## ?よくある質問

Q 誰が手続きをすることができますか？

A ●氏の読み方が異なる  
→原則、戸籍の筆頭者  
●名の読み方が異なる  
→本人

15歳未満の方は、親権者  
などの法定代理人が手続き  
してください。

Q 手続きをしなかったら  
どうなりますか？

A 通知されたフリガナが、  
令和8年5月26日以降、  
順次戸籍に記載されます。

△振り仮名の届出に関する詐欺にご注意ください。

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度 新しい資格確認書・資格情報のお知らせ 発送

■問合せ 市民課 ☎23-2117

7月中旬以降に、新しい資格確認書等を郵送します。



## 国民健康保険

- マイナ保険証を持っている人  
資格情報のお知らせ 【有効期限】 なし ※70歳以上は、R7.8/1 ~ R8.7/31
- マイナ保険証をお持ちでない人  
資格確認書 【有効期限】 R7.8/1 ~ R8.7/31



## 後期高齢者医療制度

資格確認書 【有効期限】 R7.8/1 ~ R8.7/31

R6.12/2以降、紙の保険証は発行していません。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証\*または資格確認書をご利用ください。

\*マイナ保険証：マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの

## 医療費が高額になりそうなときは



限度額認定証の交付を受けると、支払いが自己負担限度額までになります。

- 【現在、限度額認定証をお持ちの方で、引き続き利用する場合】  
有効期限がR7.7/31のため、改めて交付手続きが必要です。
- 【マイナ保険証を利用する場合】  
限度額認定証の交付手続きが不要となります。
- ▶**申込方法** 新しい資格確認書と印鑑をお持ちの上、市民課窓口へ申し込み。
- ▶**その他**
  - ・70歳以上は、所得によって限度額認定証が不要な場合があります。
  - ・後期高齢者で申請済みの人は、新しい資格確認書に限度区分が記載されます。

## 介護保険料のお知らせ

■問合せ 高齢福祉課 ☎22-0080

介護保険料は、住民税額決定後に確定します。

6月に住民税額を決定し、7月に介護保険料額を確定した後、納付書または通知書を郵送します。

各段階における保険料年額は、昨年度と同額です。

▶**対象** 65歳以上

納付方法	発送時期
口座振替・納付書で納付	7月中旬
年金から天引き	8月上旬

